

令和 7 年

綾瀬市議会 5 月臨時会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
-----	-----	-----

議 案

2 8	令和 7 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 1 号）	別 冊
2 9	専決処分の承認について（綾瀬市市税条例の一部を改正する条例）	3
3 0	専決処分の承認について（綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	5

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により綾瀬市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

令和 7 年 5 月 13 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、綾瀬市市税条例の一部改正について、緊急を要し専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書

綾瀬市市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市市税条例の一部を改正する条例

綾瀬市市税条例（昭和52年綾瀬町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第31条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「0.09リットル以下のもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「0.09リットルを超えるもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第31条第1号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和7年3月31日

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

理 由

地方税法の改正に伴い、綾瀬市市税条例の一部改正について、緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

令和 7 年 5 月 13 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

地方税法施行令の改正に伴い、綾瀬市国民健康保険税条例の一部改正について、緊急を要し専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

綾瀬市国民健康保険税条例（昭和３２年綾瀬町条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項第２号中「２９万５，０００円」を「３０万５，０００円」に改め、同項第３号中「５４万５，０００円」を「５６万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の第１２条第１項の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和７年３月３１日

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

理 由

地方税法施行令の改正に伴い、綾瀬市国民健康保険税条例の一部改正について、緊急を要するので、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分する。